

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)



産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 20日

鳥取市長 様

提出者

住 所 広島県広島市中区大手町5-3-18
氏 名 株式会社 安藤・間 広島支店
支店長 山本 健史
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 082-244-1241

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 安藤・間 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区大手町5-3-18
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙2のとおり

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

【目標】 別紙1, 2のとおり		
②計画	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度(令和4年度)実績量
 計画：今年度(令和5年度)計画量

業種廃棄物の種類 排出抑制に関する事項	処理委託に関する事項					
	排出量 (前年度実績値の①)	自ら再生利用を行なう産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+ ⑧)	自ら熱回収を行なう産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+ ⑨)	全処理委託量 (前年度実績値の⑩)	處理委託量 (前年度実績値の⑪)
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
燃え殻						
汚泥						
廃油						
廃酸						
廃アルカリ						
廃プラスチック類	22.62	1			22.62	1
紙くず	3.51	1			3.51	1
木くず	26.17	2			26.17	2
繊維くず						
動植物性残さ						
動物系固形不要物						
ゴムくず						
金属くず	27.11	1			27.11	1
ガラスくず・コンクリートくず及び樹脂器くず						
鉱さい						
がれき類	996.37	5			996.37	5
動物のふん尿						
動物の死体						
ばいじん						
磨石膏ボード	12.69	1			12.69	1
建設混合廃棄物(安定型)	3.51	1			3.51	1
建設混合廃棄物(管理型)	31.52	3			31.52	3
合計	1123.5	15	0	0	0	0
						0
						0
						0
						0

単位:トン/年

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	7,682百万円（中国5県）
③従業員数	91人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建築・土木工事に伴う廃棄物→収集運搬業者→中間処理業者 解体工事に伴う廃棄物→収集運搬業者→中間処理業者

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙3による

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 現場に応じた目標設定。 石こうボード等の広域認定処理の利用促進。 使用材料のプレカット搬入による残材の削減。 簡易梱包化による梱包材の削減。
②計画	（今後実施する予定の取組） 今後もこれまで同様の取り組みを行う。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリートがら・アスコンがら・がれき類・ガラス・廃プラ・金属・紙・木・ボード 現場パトロール時の分別状況確認。 延床面積あたりの混合廃棄物排出量の目標管理
②計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後もこれまで同様の取り組みを行う。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する計画はない。

石綿含有産業廃棄物（がれき類）

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法による許可を得た収集運搬業者と 処分業者にそれぞれ委託することとし、委託契約は書面にて行い、産業廃棄物の種類・ 数量・金額等の条項を含む。
②計画	(今後実施する予定の取組) 同上

